

基本施策Ⅰ		生産から消費に至る食の安全安心の確保																							
Ⅰ-③	消費ステージ	第3次愛媛県食育推進計画による食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																							
施策の方向7		具体的な取組み																							
(29) 食育の推進		「第3次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓、元気なえひめ」をスローガンに、実践・推進します。小中学校等に栄養教諭の配置を促進し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。																							
概要		(健康増進課) 県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成28年度に策定した県食育推進計画(第3次)を周知するとともに、食育月間(食育課)の日に合わせて啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行う。 (保健体育課) これまで学校給食における地場産物の活用については、それぞれ各市町内での調達にとどまつて検討に取り組むとともに、これまで学校給食で使われてこなかった食材を活用した学校給食の提供を行なう、さらなる地場産物の活用率の向上を図る。 また、近年、家庭で郷土料理が食卓に上る機会が少くなり、その継承が難しくなっていることから、地場産物を学校給食施設で容易に活用できる手法や手順をマニュアル化し、学校給食における地場産物を使った献立や郷土料理の実施回数を増加させることにより、子どもたちが伝統的食文化に触れ、親しみの機会を増やし継承につなげていく。 さらに、食育推進のための体制整備等を支援するため、退職栄養教諭等からなる「栄養教諭指導員」を派遣し、学校給食の充実と学校における食育の推進を図る。																							
②推進指標		【学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)】 学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐくなどとともに、郷土への愛着を深めるという教育的効果を有するため、学校における食に関する指導の充実の指標となる。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <td>—</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>35%以上</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>35.8%</td> <td>35.0%</td> <td>38.1%</td> <td>37.4%</td> <td>37.2%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	30%以上	—	—	—	—	35%以上	実績	35.8%	35.0%	38.1%	37.4%	37.2%		
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	30%以上	—	—	—	—	35%以上																		
実績	35.8%	35.0%	38.1%	37.4%	37.2%																				
③用語解説		《愛媛県食育推進計画》食育基本法が平成17年7月に施行され、県では、平成19年3月に第1次、平成24年3月に第2次の食育推進計画を策定した。平成29年3月に、生涯食育社会を目指し、県民との協働による課題解決や目標達成のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、周知から実践に向けた、第3次食育推進計画を策定している。																							
【平成29年度事業実施状況】		●県民健康づくり運動推進事業費(健康増進課) ・食育推進モデル事業の開催(3保健所が、保育所入所児及び保護者や、企業等を対象に実施。延べ9回)																							

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保																									
Ⅰ-③ 消費ステージ	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
施策の方向7 具体的な取組み	<p>(30) 地産地消の推進 「えひめ地産地消の日」や「地産地消・愛あるサポーター制度」のPR、サポートの交換促進、地産地消の実施等により、安全で安心な県内農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を図ります。</p>																								
①概要	(ブランド戦略課) 毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」や1月24日～30日の「えひめの食材を活用した学校給食週間」の設定及びPR、「地産地消・愛あるサポーター制度」の登録制度のPRや合同産直市の開催、地域食材のリスト化による学校給食での地場食材の活用促進などにより、生産者と消費者の連携や安全で安心な地元産品の提供の場づくり等に取り組み、生産と消費の結びつけを推進する。 (漁政課) 食生活の多様化とともに水産物の消費量は年々減少しており、特に若年層の「魚離れ」をいかに止めかねるかは喫緊の課題となっています。このため水産県として様々な角度から県民に魚食普及啓発し、県産水産物の消費拡大を目指す。																								
②推進指標	<p>【地産地消・愛あるサポーター登録数(累積)】 登録数(件)の増加が地産地消の普及活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>(H25)</th><th>(H26)</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>2,400</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2,500</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>2,352</td><td>2,354</td><td>2,354</td><td>2,354</td><td>2,356</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	2,400	—	—	—	—	2,500	実績	2,352	2,354	2,354	2,354	2,356	—	—
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	2,400	—	—	—	—	2,500																		
実績	2,352	2,354	2,354	2,354	2,356	—	—																		
③用語解説	<p>《地産地消・愛あるサポーター制度》 地産地消の趣旨に賛同する生産者や消費者、食品流通・加工、外食産業などの食品に携わる関係者に、サポートになつていただき、健全な食生活の推進や県産農林水産物の利用拡大に向けた活動を通じて、地産地消のネットワークを築くことを目的として、平成15年12月に創設された制度。</p>																								

<ul style="list-style-type: none"> ●県産水産物消費拡大対策事業費(漁政課) <ul style="list-style-type: none"> 県産水産物の消費拡大に向け、県産水産物に関する情報提供や普及啓発活動を積極的に展開した。 ・魚食普及推進PR事業の実施 量販店イベント、親子料理教室等7回 ・漁村の食文化を活かした地域活性化支援事業の実施 郷土料理研修会及び伝承・試食会8回 ・漁村女性による地域の水産物を利用した起業活動を進めるにあたり、ヒト・モノ・販路づくりなどを総合的に支援・指導した。
<p>【平成29年度取組みの評価】 (ブランド戦略課) 一般県民各層を対象とした事業と、学校給食を対象として教育の観点から実施する事業を同時に実施することにより、効果的に「地産地消」に対する意識啓発や県産農林水産物の利用促進を図ることができた。学校給食においては、食材リストの活用により、八幡浜市産のハモフライが愛南町、愛南町産のかつお角切りが今治市で利用される等マッチングが行われた。 (漁政課) 県産水産物(タイ、ブリ、サヨリ、イリコ等)の食べ方提案や漁村に伝わる郷土料理の伝承を量販店イベントや親子料理教室等を通じて実施し、県産水産物の消費拡大に努めた。 今後も、引き続き県産水産物に関する情報発信や普及啓発活動を積極的に実施する。</p>

基本施策 1	生産から消費に至る食の安全安心の確保	
Ⅰ-③	消費ステージ	
施策の方向7		食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
具体的な取組み		
(32) 食物アレルギー対策の推進		
学校関係者がアレルギーに対応について学ぶ研修会を開催するなど、学校全体で食物アレルギー対策に取り組むための支援に努めます。		
①概要		
食物アレルギーを有する児童にも安全な給食を提供するために、学校給食における食物アレルギー対応指針を周知し、理解を図る。		
アレルギー疾患の基本的な知識及び緊急時の対応の充実を図るために講習会を開催し、理解を図る。		
②推進指標		—
③用語解説		
《「食物アレルギー」》 食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものをいう。アレルギー体質を持つている人の場合、食物抗原の侵入に対して過敏な反応をし、じんま疹・湿疹等の皮膚症状、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状が引き起こされる。		

【平成29年度事業実施状況】

- 栄養教諭及び学校栄養職員、養護教諭及び教諭等に対する研修（保健体育課）
 - ・新規採用栄養教諭・養護教諭研修会
 - ・南予教育事務所管内栄養職員及び養護教員部リーダー研修会
- ・県立学校栄養教諭・学校栄養職員及び養護教諭研修会
- ・愛媛県教育研究協議会栄養職員部及び養護教員部リーダー研修会（東・中・南予）
- ・学校給食調理従事職員研修会
- ・小中学校初任者研修
- ・幼稚園等新規採用教員研修
- ・高等学校保健会研修会
- ・栄養教諭5年経験者研修及び養護教諭5年経験者研修
- ・スクールヘルスリーダー連絡協議会
- ・危機管理等研修会
- えひめ子ども健康サポート推進事業費（保健体育課）
 - ・小学校、中学校、県立学校等の養護教諭と栄養教諭を中心とした関係教職員に対し、実践発表、講演等の講習会を開催した。

【平成29年度取組みの評価】

（保健体育課）

平成27年3月に文部科学省より配布された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づく対応について、様々な研修を通して周知することができた。
今後は、各市町での食物アレルギー対応マニュアルの作成、各学校での食物アレルギー対応委員会の設置を推進し、組織での食物アレルギー対応の徹底を図る。
また、講習会の開催により、学校の管理職をはじめとした教職員等に対しアレルギー対応への理解の促進を図ることができる。

【平成29年度事業実施状況】	●えひめ食農教育推進事業費(農産園芸課) ・食育基本法が施行され、消費者や次代を担う子供たちが食の大切さとそれを支える農業を学び、理解を深めため、農作業や郷土料理づくりを通じて、食文化の普及・継承と地域特産農産物の利用促進を図った。	・えひめ食文化普及講座の開催結果	
【日程・参加者数】	平成29年4月～平成30年3月	県内13地区 延55回	延2,427名参加
【開催内容】	・学童、一般消費者、地域住民等を対象にした地域の味や農村食文化の普及・伝承	・地域農産物を利用した郷土料理や加工品の紹介と普及	
【平成29年度取組みの評価】	(農産園芸課)	学童を中心とした農業の意義を広く伝えることができた。	及び食の原点である農業の大切さ

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ-③	消費ステージ																								
施策の方向8	自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用																								
具体的な取組み	<p>(33) 自主回収報告制度の周知及び指導等</p> <p>講習会等において制度について周知し、制度の普及を図ります。自主回収事業者に対する普及活動を行なう。また、着手事業者や卸売業者等(以下「自主回収協力事業者」という。)へ速やかに情報提供や協力依頼を行なうなど、緊密な連携を行い、自主回収の円滑な実施を支援します。</p> <p>①概要</p> <p>えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により、制度を広く周知する。食品関連事業者に対しては、手引きを活用し、着手事業者が行うべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について周知を図るほか、着手報告書提出時にも助言等を行なう。また、着手事業者からの依頼を受け、実際に回収等作業を行なう小売店舗等に対し、保健所から円滑な回収方法等に関する助言等を行なう。</p> <p>②推進指標</p> <p>【自主回収情報の提供件数】 提供件数の増加により制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>10件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>11件</td> <td>9件</td> <td>16件</td> <td>9件</td> <td>9件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>③用語解説</p> <p>《自主回収報告制度》 愛媛県食の安全安心推進条例第22条に基づき、食品関連事業者が県内において食品等の自主回収を行なった際に知事に報告する制度。</p>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	10件	—	—	—	—	20件	実績	11件	9件	16件	9件	9件	—	—
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	10件	—	—	—	—	20件																		
実績	11件	9件	16件	9件	9件	—	—																		
基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ-③	消費ステージ																								
施策の方向8	自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用																								
具体的な取組み	<p>(34) 自主回収報告内容の迅速な情報提供</p> <p>食品関連事業者から報告された回収情報については、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行ないます。</p> <p>①概要</p> <p>提供を受けた自主回収情報については、迅速にえひめ食の安全・安心情報ホームページ等で公表するとともに、関係自治体(県外)へメール等により情報提供を行なう。</p> <p>②推進指標</p> <p>—</p> <p>③用語解説</p> <p>《自主回収の公表等》 条例第23条に、提出された自主回収報告の内容について速やかに公表するとともに、関係行政機関へ情報提供するよう規定されている。</p>																								
【平成29年度事業実施状況】																									
● 食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)																									
・県内事業者からの報告のあつた自主回収情報について、緊急食品安全情報提供システムにより、各保健所を通じて食品衛生協会各支部(食品関連事業者)に情報提供を行なうとともに、えひめ食の安全・安心情報ホームページへの掲載、メールマガジンの配信により県民へ広く周知した。																									
・回収対象商品が県外に流通している場合には、関係自治体に対し、速やかに情報提供を行なった。																									

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ-③	消費ステージ																								
施策の方向8	自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用																								
具体的な取組み	<p>(33) 自主回収報告制度の周知及び指導等</p> <p>講習会等において制度について周知し、制度の普及を図ります。自主回収事業者に対する普及活動を行なう。また、着手事業者や卸売業者等(以下「自主回収協力事業者」という。)へ速やかに情報提供や協力依頼を行なうなど、緊密な連携を行い、自主回収の円滑な実施を支援します。</p> <p>①概要</p> <p>えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により、制度を広く周知する。食品関連事業者に対しては、手引きを活用し、着手事業者が行うべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について周知を図るほか、着手報告書提出時にも助言等を行なう。また、着手事業者からの依頼を受け、実際に回収等作業を行なう小売店舗等に対し、保健所から円滑な回収方法等に関する助言等を行なう。</p> <p>②推進指標</p> <p>【自主回収情報の提供件数】 提供件数の増加により制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>10件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>11件</td> <td>9件</td> <td>16件</td> <td>9件</td> <td>9件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>③用語解説</p> <p>《自主回収報告制度》 愛媛県食の安全安心推進条例第22条に基づき、食品関連事業者が県内において食品等の自主回収を行なった際に知事に報告する制度。</p>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	10件	—	—	—	—	20件	実績	11件	9件	16件	9件	9件	—	—
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	10件	—	—	—	—	20件																		
実績	11件	9件	16件	9件	9件	—	—																		
【平成29年度事業実施状況】																									
● 食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)																									
・平成21年10月に開始した「自主回収報告制度」について、適正に制度を運用した。																									
・平成29年度県内事業者による自主回収件数:9件(うち県保健所6件、松山市保健所3件)																									
・着手事業者に対しては管轄する保健所が着手報告書の記載方法や回収作業の円滑な実施について指導、助言等を行なう。いずれも適切に行なわれた。																									
(回収製品) 葉子、卵、豆腐、珍味等 (主な回収理由) 實味期限の誤表示、原材料の表示欠落、異物の混入、カビの発生等																									
※松山市管内における自主回収報告制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行なっている。																									
【平成29年度取組みの評価】																									
(薬務衛生課)																									
ホームページや各種講習会等を活用して制度の周知、普及に努めた。																									
着手事業者に対して必要な指導、助言を行うことにより、いずれも回収が適切に行なわれ、不良食品の流通防止に寄与することができた。																									
推進指標である提供件数は、年度により変動はあるものの、近年は年間10件前後で推移しており、制度が浸透している。一方で、不良食品の流通といづれも監視指導に努めていく。																									

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-③	消費ステージ
施策の方向8	自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用
具体的な取組み	

(35) **危害情報申出制度の周知及び迅速な対応**
 えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により制度について周知し、制度の普及を図ります。
 県民から申出のあるべき事象に応じて改善指導等を実施するなどに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に回答します。
 申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。

①概要

県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページや講習会等で制度や相談窓口について広く周知し、申出やすい環境を整備する。保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設の調査を行い、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。なお、申出内容が他の自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行い、調査を依頼する。

②推進指標

【危害情報申出制度対応件数】 件数の維持により対応活動の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	65件	—	—	—	—	85件
実績	92件	200件	193件	129件	171件		

③用語解説

『《危害情報申出制度》 県民が、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品について情報を入手したときに県へ申し出ることができる制度。申出を受けた県は、速やかに調査し、必要な措置等を行ふ。』

【平成29年度事業実施状況】

● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)
 平成21年10月に開始した「危害情報申出制度」について、えひめ食の安全・安心情報ホームページへ申出先等を掲載するなど、制度の円滑な運用を図った。
 危害情報の申出を受けた保健所において、該当食品関連施設等へ速やかに立入調査を行い、必
 「主な申出内容」食品を原因とする体調不良の訴え、異物混入による健康への悪影響のおそれの
 訴え(原因究明及び施設指導の依頼)
 平成29年度危害情報申出件数:171件(うち県保健所27件、松山市保健所144件)
 ※松山市管内における危害情報申出制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。

【平成29年度取組みの評価】

(業務衛生課)

ホームページや各種講習会等を活用して制度を周知し、申出しやすい環境整備に努めた。
 申出を受けた保健所において、速やかな立入調査、改善指導及び申出者への丁寧な説明を行
 い、食の安全安心の確保及び食中毒未然防止につなげた。
 推進指標である「対応件数」は、目標を上回る171件となっており、制度が浸透していると考えられ
 るが、一方で不良食品の流通という看過できない状況の顕在化でもあるため、今後も監視指導に努
 めていく。